

## 平成 28 年北海道告示第 627 号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

### 1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道北見市北 9 条東 2 丁目及び北 10 条東 2 丁目地内の 2,352 m<sup>2</sup> の土地を起業地とする「北見市中央保育園及び（仮称）中央子育て相談センター整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、地方公共団体である北見市が設置し運営している「北見市中央保育園」の園舎を現所在地の近隣地において改築し、その際、新たに「子育て相談センター」（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 6 項の規定による「地域子育て支援拠点事業」を行う場所）を当該新園舎に併設するものである。

児童福祉法に規定する保育所を経営する事業及び同法に規定する地域子育て支援拠点事業は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項に規定する第二種社会福祉事業に該当するが、本件事業により整備する保育園及び子育て相談センターは、ともに児童福祉法に基づく施設であることから、法第 3 条第 23 号に規定する「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

北見市は、従前から、児童福祉法第 35 条第 3 項の規定により市立保育所を、また同法第 6 条の 3 第 6 項の規定より地域子育て支援拠点事業を行うため北見市子育て相談センターを市内数カ所に設置し、関係職員を配置して運営している。

本件事業は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項の規定により市が策定した「北見市子ども・子育て支援事業計画」（以下「支援計画」という。）に登載され、「北見市総合計画第 8 次実施計画」において事業費総額及び年度毎の財源内訳が示されており、平成 27 年度に事業を開始して以来、各年度に必要な財源措置を講じて事業を実施している。

以上のことから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

平成 24 年制定の子ども・子育て支援法に基づき、市町村は五年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を定めて、その計画に従って地域子ども・子育て支援事業等を行うことが法定された。北見市は、平成 25 年度に有識者、教育・保育関係団体及び市民代表等を構成員とする「北見市子ども・子育て会議」を設置し、無作為抽出による五千世帯への子育て支援に関するニーズ調査の実施後、その結果を踏まえて、平成 27 年 3 月に支援計画（平成 27 年度～ 31 年度）を策定している。

北見市中央保育園は、昭和 43 年に開設した市内で最も古い保育施設で、モルタル壁の一部落下、雨漏りによる天井材の剥離が発生するなど老朽化が著しく進行しており、耐震性にも不安があるため、早急に園児の安全確保を図る必要に迫られている。

また、子育て相談センターは、北見自治区に 2 カ所設置されているが、利用者が多く市民のニーズが満たされていないことから、育児に係る相談体制の強化を図り、子育て支援をより充実させる必要がある。

以上の状況を踏まえ、市は、中央保育園の改築及び子育て相談センターの新設を支援計画に登載している。

本件事業の完成により、保育環境が大きく改善され園児の安全が確保されると共に、子育て中の親が抱える不安解消に役立ち、親子同士の交流が促進される等、支援計画の目標である「子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備」及び「地域における子育て支援の充実」の実現に貢献すると期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

## (2) 失われる利益

起業者が、平成 28 年 7 月に任意で行った現地調査によると、起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）及び文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）により保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されなかった。

また、起業地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

起業地の選考条件は、本園が市内中央地区における唯一の市立保育所であることから、現所在地の周辺とし、重度の障がい児の受入れに対応できるように保育機能を 1 階に配置することから、その設置に必要な面積を有し、かつ、市が現有する土地の有効活用を図ることができる場所とし、それらを満たす 2カ所を候補地とした。

市は、当該候補地について、取得が必要な土地面積、支障物件数、園児の安全確保、経済性等を比較検討の上、起業地を決定しており、妥当なものと認められる。

また、子育て相談センターについては、厚生労働省の通知により地域子育て支援拠点事業の実施場所が例示されているところ、北見市では 0～2 歳児及びその保護者の利用が多いことから保育所への設置を適当と考え、さらに市の公共施設マネジメント基本方針に基づき施設の複合化によるコスト縮減等の観点から検討して、新園舎の 2 階に併設する計画とした。

当該新園舎の面積は、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 108 号）の規定に適合するように積算され、子育て相談センターは、保育園と共有できる設備・機能を統合して 2 階に設置することにより建築面積を最小限にしている。その他、屋外遊技場、駐車場等の附属施設は、保育園と一体として機能を発揮するものに限られており、その面積の積算も妥当である。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3 の(1)で述べたように、本件事業は、多数の市民の意見・要望等を反映して策定された支援計画に登載された事業であり、早期の完成が待ち望まれている。

また、支援計画には 0 歳児の保育需要が供給量を上回る状況が示されているところ、この対応策として、改築後に北見市中央保育園で 0 歳児保育を開始する予定である。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、3の(3)で述べたように、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。